

代表者や商号等の変更後もそのままICカードを使用すると不正使用になります

平成29年7月
土木管理課

入札に参加するために電子入札システムで使用するICカードについては、登録されている情報に変更が生じた場合、再発行が必要となります。このため、次に例示する登録情報の変更が生じた時点で、それまで使用していたICカードは失効となります。その後は使用しないでください。

失効したICカードの使用（入札を含む一切の操作）は不正使用に当たり、入札参加資格停止の対象になることがあります。

(例) ICカードの名義人である代表者又は受任者
商号
本社住所 等

(ICカードに登録されている情報は、ICカードを発行する各認証局によって異なりますので、ご注意ください。)

- ICカードに登録されている情報が変更となった場合は、速やかに再発行の手続きを行ってください。
- ICカードの再発行が完了するまでの期間は、電子入札システムは使用しないでください。入札参加を希望される場合は、紙入札による参加ができます。
- 併せて入札参加資格の登録内容についても変更手続きをしてください。

ICカードの更新手続き中に指名競争入札の入札通知書が届いた場合は・・・

発注機関に紙入札方式移行承諾願を提出することにより、紙入札で参加することができます。

ICカードの更新手続き中に参加したい一般競争入札があった場合は・・・

発注機関に紙入札方式参加承諾願を提出することにより、紙入札で参加することができます。



ICカード更新手続き中の入札の手続きについては各発注機関に相談してほしいけん

※手続きについては「入札参加資格の登録内容に変更があった場合の手続きについて」を参照してください。

入札参加資格の登録内容に変更があった場合の 手続きについて

行革分権課行政管理室
土木管理課
会計課

愛媛県発注工事（工事に係る業務委託を含む）の入札に参加する場合、建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る入札参加有資格の登録内容と、電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）の記載事項が一致している必要があります。

代表者の変更等、入札参加資格の登録内容に変更があった場合には、速やかに次の手続きを行ってください。

代表者等の変更があったにもかかわらず、変更手続きを行わずに、入札・契約を行うと、入札参加資格停止措置を受けることがありますので、ご注意ください。

入札参加資格審査申請書（指名願い）変更届出書の提出 [受付窓口：最寄りの地方局建設部・土木事務所]
提出書類等はこちらをご覧ください。

https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/shimeinegai_henkou.html

- 代表者変更に係る登記が完了していない場合は、取締役会（株主総会）議事録、登記申請受理書その他代表者が交代したことを証する書面（例：取締役会（株主総会）の議案書に議決証明を付した書類）の添付で届出を受理します。ただし、これらの書類を提出した場合には、登記完了後、登記簿謄本の写しの提出が必要です。
- 県外業者において、入札・契約に関する権限を支店長等に委任している場合、受任者に変更があった場合も、上記に準じて、速やかに変更届を提出してください。

ＩＣカード変更（追加）通知書の提出 [受付窓口：本庁出納局会計課]

代表者の変更等、ＩＣカードの記載事項に変更があった場合には、ＩＣカードを再取得のうえ、ＩＣカード変更（追加）通知書（様式５）を提出してください。

提出書類はこちらをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/e60100/e-bid-nyuusatsu/kijunkouji.html>

- ＩＣカードの失効・発行に関する手続きについては、ご利用のカード発行会社にお問い合わせください。
- 代表者の変更等によりＩＣカードが新しくなった場合でも、既に発行済みの業者ＩＤ及びパスワードは引き続き利用していただくことになります。
- ＩＣカードの再発行手続き中に愛媛県の入札に参加する場合は、電子入札システムの使用はできず、紙入札のみ可能となります。紙入札に関する手続きについては、各案件の入札執行機関（本庁出納局会計課・地方局出納室）へお問い合わせください。

※上記のほか、建設業者の場合は、建設業法に基づく変更届出書の提出が必要です。

[受付窓口：最寄りの地方局建設部・土木事務所]

愛媛県知事許可業者の方はこちらをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/sinsei/data/doboku/070/070005/070005.html>